

八百津町の財政状況は健全なの？

～平成29年度八百津町の健全化判断比率などを公表します～



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐために定められた法律です。財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)の公表を義務付けています。

この法律に基づき、「健全化判断比率」と、「資金不足比率」をお知らせします。

詳しくは、八百津町ホームページをご覧ください。

八百津町

検索

HP番号 1141

◇健全化判断比率◇

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
八百津町	— (△7.00)	— (△25.49)	8.7	— (△16.4)
早期健全化基準	(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はマイナスとなり算定されなかったため「—(該当なし)」で表示し、参考までに比率を(△)で表示しています。

◇資金不足比率(公営企業)◇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	(20.0)
公共下水道事業特別会計	—	(20.0)
農業集落排水事業特別会計	—	(20.0)

ちょっと難しく感じてしまう
「財政」のお話。
でも、知っておきたい。
自分のまちのことだもの。

○お問い合わせ先
総務課 財政係
☎43-2111
内線2213

※資金不足とならなかったため「—(該当なし)」で表示しています。

Q. 基本的な会計の赤字はどのくらい？

A. ①実質赤字比率 ▶ 赤字はありません

「実質赤字比率」は、福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計などで、赤字額が標準財政規模^(※)にしめる割合です。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいということです。平成29年度決算では、一般会計などは赤字ではなかったため、実質赤字比率は「なし」となります。

(※)標準財政規模…地方公共団体の標準的な収入である町税や普通交付税などの1年間の一般財源の合計額



Q. 八百津町全体で赤字はどのくらい？

A. ②連結赤字比率 ▶ 赤字はありません

「連結実質赤字比率」は、一般会計などのほか全ての会計の赤字額が、標準財政規模にしめる割合です。町全体としての赤字の程度を表しています。平成29年度決算では、町全体の合計数値は赤字ではなかったことから、連結実質赤字比率は「なし」となります。

Q. 借金返済などへの支払いはどのくらい？

A. ③実質公債費比率 ▶ 8.7%

「実質公債費比率」は、その年の借入金の返済額が、標準財政規模を基本とした額にしめる割合です。この比率が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、住民サービスの低下をまねく恐れがあります。平成29年度決算の実質公債費比率は、8.7%で、早期健全化基準である25.0%を下回っています。借入金の返済額が減少していることから、前年度(平成28年度)の実質公債費比率(9.1%)と比較しても、0.4ポイント改善しています。

Q. 今後見込まれる負担はどのくらい？

A. ④将来負担比率 ▶ 将来負担額ははありません

「将来負担比率」は、一般会計などの借入金(地方債)や契約などで約束した支払い額が、標準財政規模を基本とした額にしめる割合です。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。平成29年度決算では、将来負担すべき額よりも、負担額に充当することができる基金などの財源が上回っていることから、将来負担比率は「なし」となります。

Q. 公営企業(上下水道)の資金はどのくらい不足しているの？

A. ⑤資金不足比率 ▶ 資金が不足している会計はありません

「資金不足比率」は、公営企業会計の資金不足額が、公営企業の事業規模(通常の営業で見込まれる1年間の収入額)にしめる割合です。平成29年度決算では、対象となる3つの会計の全てで、資金不足は発生していないことから、資金不足比率は「なし」となります。